

# 協会けんぽに加入している 日本郵政グループ社員の皆さまへ



## ゆうせい共済特別号

Vol.2

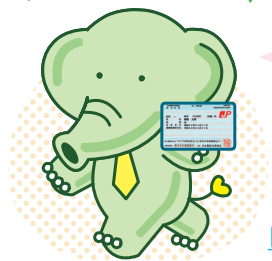
2022年4月11日  
掲載

### 「ゆうせい共済特別号WEB版」 とは？

「ゆうせい共済特別号WEB版」は、直近に発行された冊子「ゆうせい共済特別号」に掲載した内容について、より詳しく解説したものです。本記事を含めて2022年10月まで計4回掲載していきます。Vol.2はVol.1の内容について、より詳しく説明したものになっています。

### 前回までのお知らせ

10月から保険証も  
変わります

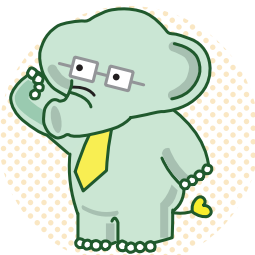


「ゆうせい共済特別号Vol.1」（3月31日発行）では、「協会けんぽ」に加入している日本郵政グループ社員の皆さまが、2022年10月以降に「**日本郵政共済組合の組合員**」となることをお知らせしました。

ゆうせい共済特別号Vol.1は  
[日本郵政共済ホームページ（特設ページバナー）](#)からも確認できます！



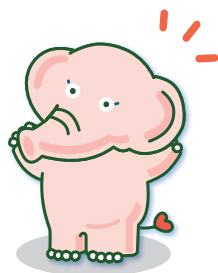
Vol.2では、皆さまが日本郵政共済組合へ加入となる背景などをお伝えしていきます！



以下の条件に当てはまる方が2022年10月より「日本郵政共済組合」へ加入となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金が88,000円以上  
(年収換算で約106万円以上)  
※所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間等は含みません
- ③ 2か月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生でない

日本郵政グループ会社に勤務していることや協会けんぽに加入していること以外に、この4つの条件に当てはまる方が、新たに日本郵政共済組合員になるのですね。



### 今回のお知らせ

- 1 「協会けんぽ」から「日本郵政共済組合」へ加入となる背景
- 2 協会けんぽが行う検診等を受診する際の注意

☑ CHECK!

日本郵政グループ  
会社について

今回対象となっている日本郵政グループ会社とは、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の4社です。

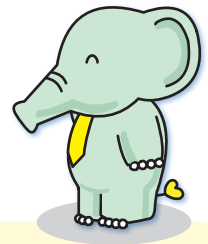
※その他、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構と日本郵政共済組合も対象の組織となっています。

# 1

## 「協会けんぽ」から「日本郵政共済組合」へ加入になる背景

これまでお知らせしてきました「協会けんぽ」から「日本郵政共済組合」へ加入になる方がいる背景には、**法律の改正**があります。

「法律の改正」って  
なんですか？



### 法律の改正って？

2020年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、それに伴い2022年10月1日より「**被用者保険※の適用拡大**」が行われます。

※被用者保険とは、会社や組織に雇われている方(会社員や公務員等)が加入する、健康保険組合や共済組合のことです。

### 被用者保険の適用拡大って？

被用者保険の適用拡大とは、「同じ職場で働く社員に同じ健康保険（共済組合）を適用する」ことを指します。

これまでは、同じ職場で働いていても、フルタイム勤務の正社員は共済組合、短時間勤務の正社員や非正規社員は協会けんぽと健康保険が異なっていたことから、給付内容※に差がある、正社員から非正規社員になった場合（またはその逆の場合）に保険証を切り替えなければいけないなどの課題がありましたが、被用者保険の適用拡大によりこれらの課題が解消されることとなります。

※詳しくは3ページ「日本郵政共済組合の短期給付事業」をご参照ください。また、6月及び7月に発行するゆうせい共済特別号においても紹介いたします。

### 表で確認！対象者と変わること。

2022年10月1日より

| 社員区分                 | 勤務時間    | 健康保険<br>(短期給付) | 年金保険<br>(長期給付)     | 区分    |
|----------------------|---------|----------------|--------------------|-------|
| 正社員<br>(シニア職コースを含む)  | フルタイム   | 日本郵政共済組合       | 厚生年金保険             | 長期組合員 |
| 高齢再雇用社員              | 短時間     |                | 厚生年金保険<br>(日本年金機構) | 短期組合員 |
| 非正規社員<br>(アソシエイトを含む) | 週20時間以上 |                |                    |       |

#### ☑ CHECK!

### 長期組合員と 短期組合員について

共済組合の組合員は、「長期組合員」と「短期組合員」に分かれます。日本郵政共済組合では、フルタイム勤務の正社員や高齢再雇用社員を「長期組合員」、短時間勤務職コースの正社員や非正規社員等を「短期組合員」と区分することになりましたので、今回新たに日本郵政共済組合に加入となる皆さまは「短期組合員」となります。

## 日本郵政共済組合について

日本郵政共済組合は毎月皆さまに納めていただく掛金等をもとに、組合員の皆さまへ医療費の給付等の短期給付事業や、人間ドック等の助成といった福祉事業を行っています。

### ☑ CHECK!

#### 「掛金」について

今回新たに加入いただく皆さまには、「短期掛金」と「介護掛金」（40歳以上65歳未満の方のみ）の2種類を毎月納めていただきます。

「短期掛金」は、協会けんぽの掛金率50/1000（2022年度の全国平均）から44.1/1000になりますので、健康保険料が安くなります。

ただし、掛金率は毎年見直されます。

## 日本郵政共済組合の短期給付事業

1

### 療養の給付

組合員とその被扶養者が業務外の事由によって病気やけがをしたときは、保険医療機関に組合員証又は被扶養者証（保険証）を提示し、一部負担金（医療費の2割～3割）を支払うことで、診察・処置・投薬などの治療を受けることができます。

残りの医療費（医療費の8割～7割）は、共済組合が負担しています。

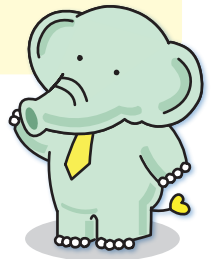
2

### 給付金について

組合員とその被扶養者の病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対してさまざまな給付を受けることができます。

- 病気やけがをしたとき：「療養費・家族療養費」「高額療養費」「一部負担金払戻金」「家族療養費附加金」等
- 子どもが生まれたとき：「出産費・家族出産費」「出産費附加金・家族出産費附加金」
- 死亡したとき：「埋葬料・家族埋葬料」
- 病気やけがなどで会社を休まなければならなくなったとき：「傷病手当金」「休業手当金」
- 天災や火災などの災害にあったとき：「災害見舞金」等

医療費の負担については、協会けんぽのときと同じですね。  
給付金については、協会けんぽにはなかった「一部負担金払戻金」「出産費附加金・家族出産費附加金」などの附加給付の制度があり、サポートが手厚くなっていますね。  
6月及び7月に発行するゆうせい共済特別号においても、紹介いたします。



## 日本郵政共済組合の福祉事業

組合員とその被扶養者の福祉の増進をはかるため、貸付事業・貯金事業・保健事業の3つを行っています。

1

### 貸付事業

住宅の取得や改修、臨時の出費に必要な資金の貸付を行っています。

貸付の種類は、申込事由によって、普通貸付、住宅貸付、特別貸付（教育・結婚・災害・葬祭・医療）、提携住宅ローン等があります。

※貸付のご利用には正社員であること等、一定の条件があります。



## 貯金事業

組合員の財産づくりと生活設計の支援を目的とした事業を行っています。  
ゆとりある老後の資金を作るために用意された、組合員向けの団体積立年金保険「みらい」に加入することができます。

※2023年4月下旬より加入のお申込みを受付予定です。お申込みには、年齢制限及び社員区分等の一定の条件があります。



## 保健事業

組合員とその被扶養者の健康の保持増進、疾病予防等のための事業を行っています。

### ● 検診費助成

人間ドック・脳ドックをはじめ、胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん検診の一部について、年度内に一回につき規定の金額を助成しています。

### ● 健康増進

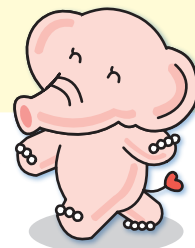
特定健康診査※や特定保健指導の実施、健康ポータルでの健診結果等の情報提供、健康やメンタルヘルスに関する電話相談、無料の歯科健診等を行っています。

※対象者：被扶養者及び任意継続組合員（任意継続組合員の被扶養者も含む）

### ● その他

レクリエーション行事の助成、宿泊助成等を行っています。

胃がん、肺がん、大腸がんなど助成を受けられる検診が協会けんぽより多くなりますね。また、宿泊助成などその他の助成も協会けんぽにはない制度ですね！



## 2

## 協会けんぽが行う健診等を受診する際の注意

2022年度の人間ドックの受付は、日本郵政共済組合に加入することとなる**2022年10月1日時点で、すでに終了しています。**

そのため、今年度に人間ドックの受診をご希望の方は、**2022年9月末までに**協会けんぽにて「生活習慣病予防健診」を受診してください。



### CHECK! 日本郵政共済組合の人間ドックの助成

〈対象者と助成金額〉

- 組合員 …………… 一律27,000円の助成
  - 組合員の被扶養配偶者（受検日当日現在で満35歳以上の方） …… 上限16,000円までの助成
  - 任意継続組合員本人（受検日当日現在で満35歳以上の方） …… 上限20,000円までの助成
- なお、任意継続組合員の被扶養者の方は対象外です。

### 次号予告

ゆうせい共済特別号  
WEB版 (Vol.3)

組合員・被扶養者になるための手続き方法等

5月2日 ホームページに掲載予定

※掲載日は前後する可能性がございます。予めご了承ください。前後する際にはホームページにて改めて掲載日をお知らせいたします。